

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和3年2月9日）

○議事日程

令和3年2月9日 午後3時30分 開議

- 第1 会期の決定
- 第2 議案第1号 大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第2号 令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第3号 令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
- 第5 議案第4号 公平委員会委員の選任について
- 第6 議案第5号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監3の第1号 令和2年度定期監査等報告の提出について
- 報告監3の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 22 人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 岡 田 妥 知 君   | 12番 | 西 崎 照 明 君   |
| 2番  | 大 内 啓 治 君   | 13番 | 中 田 光 一 郎 君 |
| 3番  | 東 貴 之 君     | 14番 | 永 井 広 幸 君   |
| 4番  | 出 雲 輝 英 君   | 15番 | 井 上 浩 君     |
| 5番  | 大 橋 一 隆 君   | 16番 | 山 中 宏 君     |
| 6番  | 丹 野 壯 治 君   | 17番 | 五 百 井 真 二 君 |
| 7番  | 吉 見 み さ こ 君 | 18番 | 谷 沢 千 賀 子 君 |
| 8番  | 有 本 純 子 君   | 19番 | 中 田 靖 人 君   |
| 9番  | 西 川 ひ ろ じ 君 | 20番 | 河 本 晋 一 君   |
| 10番 | 多 賀 谷 俊 史 君 | 21番 | 松 本 満 義 君   |
| 11番 | 加 藤 仁 子 君   | 22番 | 福 西 寿 光 君   |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 管 理 者             | 松 井 一 郎   |
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 生 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 善 久 |
| 総 務 部 長           | 德 本 善 久 利 |
| 施 設 部 長           | 金 子 正 孝   |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 池 田 嘉 誓   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 慎 二   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 良 一   |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 藤 井 壯 彰   |
| 西 淀 工 場 長         | 西 田 洋 浩   |
| 平 野 工 場 長         | 下 田 俊 一   |
| 東 淀 工 場 長         | 山 田 文 彦   |
| 鶴 見 工 場 長         | 中 村 俊 彦   |
| 八 尾 工 場 長         | 岡 本 勝 美   |
| 舞 洲 工 場 長         | 梅 本 勝 美   |

○議長（加藤仁子君） ただいまの出席議員は、22名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪広域環境施設組合議会令和3年第1回定例会を開会いたします。

開 議

○議長（加藤仁子君） 直ちに会議を開きます。

○議長（加藤仁子君） 本日の会議録署名議員に、吉見みさこ君、有本純子君の御両君を指名いたします。

○議長（加藤仁子君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（加藤仁子君） これより議事に入ります。

○議長（加藤仁子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（加藤仁子君） 次に日程第2、議案第1号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案ないし、日程第4、議案第3号、令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号について、その概要を、御説明いたします。

議案第1号は、人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

引き続きまして、議案第2号、令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億7,195万5,000円

を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を166億9,586万9,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」でございますが、まず、歳入におきましては、2ページ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、3億854万6,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、1億3,659万1,000円の増額を計上しております。歳入合計といたしまして、1億7,195万5,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第2款総務費、第1項総務費につきましては、2,537万3,000円の減額を計上しております。

次に、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきましては、1億1,856万6,000円の減額を計上しております。

次に、第4款公債費、第1項公債費につきましては、2,801万6,000円の減額を計上しております。歳出合計といたしまして、歳入と同じく1億7,195万5,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、次のページでございます。令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、下段の表にございまずとおり、発電収入の増による諸収入の増と歳出の削減などによりまして、3億854万6,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が2億7,384万6,000円、八尾市

が1,813万8,000円、松原市が751万9,000円、守口市が904万3,000円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電単価の増による発電収入の増によりまして、1億3,659万1,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、当初予定しておりました配置人数の減等によりまして職員費の減によりまして、2,537万3,000円の減額となっております。

下段の第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、退職予定人数の減等によりまして職員費の減並びに焼却残滓の陸上輸送量の減等によりまして埋立処分費の減によりまして、1億1,856万6,000円の減額となっております。

続きまして、12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等によりまして子償還金の減によりまして、2,801万6,000円の減となっております。

令和2年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明につきましては、以上でございます。

引き続きまして、議案第3号、令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を200億9,836万4,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。

具体的な内容につきましては、4ページの「第2表債務負担行為」をごらんいただきたいと存じます。

第2表は、現在実施しております住之江工場更新につきまして、工事内容の追加に伴います債務負担行為の追加設定を行うものであり、期間は令和3年度から、既に設定しております、債務負担行為の終期であります令和24年度まで、限度額1億4,000万円として設定するものでございます。

また、鶴見工場建替に向けまして、令和3年度から令和4年度の2か年にて、事業者選定支援業務を行ってまいります。そのための債務負担行為を設定するものであり、期間は令和4年度、限度額3,300万円として設定するものでございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、次に、第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる、地方債でございます。

具体的な内容につきましては、4ページの「第3表」をごらんいただきたいと存じます。

4ページの「第3表組合債」でございますが、住之江工場更新事業といたしまして、限度額30億5,100万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めまして20年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきまして、次に、第4条でございます。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、お手元の令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、118億3,754万7,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和3年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出してございまして、

その内訳につきましては、7ページでございますように大阪市が98億6,518万1,000円、八尾市が8億6,243万1,000円、松原市が4億4,856万5,000円、守口市が6億6,137万円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、「大阪広域環境施設組合財産条例」に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、718万2,000円を計上しております。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新事業並びに鶴見工場の生活環境影響調査等にかかる国庫補助金収入といたしまして、22億2,254万6,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売払収入につきましては、焼却工場や破砕施設などにおいて発生いたします、金属廃材などの物品売払代金といたしまして、160万5,000円を計上しております。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、3万9,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破砕施設において回収しております金属の売却収入等といたしまして、1,632万3,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、28億9,409万2,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、6,803万円を計上しております。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭、御説明させていただきましたとおり、住之江工場の更新にかかる経費に組合債の充当を考慮しており、それに係る起債収入といたしまして、30億

5,100万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。続きまして、歳出予算を御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、335万6,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけては、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして記載しております、組合の総務管理に要する経費でございます。18ページでございますように、5億7,986万2,000円を計上しております。

事業別といたしましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、2億9,176万1,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億8,810万1,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破砕施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費、並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などといたしまして、22ページでございますように、181億2,258万7,000円を計上しております。

事業別としましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場、破砕施設、及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、38億5,707万3,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、292万4,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目の1、焼却処理につきましては、焼却工場において適正に廃棄物を処理するために必要となる、薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各

設備の保守点検費、並びに法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、20億9,189万4,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,360万9,000円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、38億6,930万9,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場更新事業費に加えまして、鶴見工場建替に向けた生活環境影響調査業務などに要する経費といたしまして、64億1,546万6,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、123億9,027万8,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,885万7,000円を計上いたしております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、4億2,631万4,000円を計上しております。

次に、27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場が発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や、北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、3億1,928万1,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、9億8,252万2,000円を計上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、

覆土用材に用いる山土の購入経費にかかる経費などといたしまして、1億1,941万3,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要する経費といたしまして、592万5,000円を計上しております。

28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪府で発行いたしました焼却工場や破碎施設の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費の起債のうち、環境施設組合に引き継がれました、財政融資資金借入金などの公的資金にかかる元利償還金と、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の元利償還金等につきましては、元金、利子合わせまして、13億8,255万9,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、31ページ以降につきましては、給与明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案させていただいております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細といたしまして、令和2年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状況等につきましては、令和2年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和3年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、先ほど御説明させていただきました、住之江工場更新に係る工事内容の追加、及び鶴見工場建替に伴う事業者選

定支援業務を、また、議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業を記載いたしております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございまして、組合に引継がれました財政融資資金借入金に加えまして、組合設立後に発行いたしました公的資金にかかる組合債や、令和2年度及び令和3年度に組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の償還負担金につきまして、令和元年度末現在高、令和2年度末現在高見込額、令和3年度中の増減見込み及び令和3年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

令和3年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明につきましては、以上でございます。

以上、条例案及び予算案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤仁子君） これより質疑を行います。

大橋一隆君の質疑を許します。

○議長（加藤仁子君） 5番、大橋一隆君。

（5番大橋一隆君発言席へ）

○5番（大橋一隆君） 大阪維新の会、大橋一隆でございます。

よろしく願いいたします。

令和3年度予算について、お聞きいたします。

令和2年度の当初予算と比較して、歳出の方では、廃棄物処理費が約33億円の増ということで、その大きな要素として、住之江工場の更新事業が進捗するものであります。

また、歳入の方では、発電収入等が約5億4,000万円の減ということですが、その大きな要素として、舞洲工場の固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の終了に伴うものとのこととあります。

まず、歳出増の要素である住之江工場についてお聞きいたします。

住之江工場の更新事業については、平成30年9月に契約し、工事を進めてきて、令和3、4年度には佳境に入ってくると思います。

実際の工事の進捗状況を教えてください。

○議長（加藤仁子君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設部建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えをいたします。

住之江工場更新工事につきましては、全面建替ではなく、現在の建物を極力活用して、内部のプラント設備を入れ替える工事として進めており、工事は順調に進み、プラントの解体工事については、令和3年3月でほぼ完了する予定となっております。

並行して、建築工事では、建物の内部や外部の仕上げ補修、各所の耐震補強工事や煙突外部の仕上げ補修などを実施しており、また、プラント設備の製作を進めております。

令和3年4月からは本格的にプラント設備の現地据え付け工事が始まり、引き続き建物の内部や外部の仕上げ補修等を実施いたします。

令和4年10月からは、各機器の運転調整を始め、ごみの搬入、焼却炉の試運転を行い、令和4年度末の竣工を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 5番、大橋一隆君。

○5番（大橋一隆君） 次に、歳入についてでございますが、いわゆるFIT制度切れによる大幅な減について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、財政状況が厳しい中、このような制度により大幅な減収となることは、問題ではないかと私は思っております。

制度的な問題であるならば、同じように、ごみ発電をしている多くの自治体とも連携していただいて、国に対して、電気の価格を高めるような要望なり、努力をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤仁子君） 吉岡施設部施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えをいたします。

固定価格買取制度いわゆるFIT制度につきましては、再生可能エネルギーによって発電された電気を国が定める一定期間にわたって、国が定めた価格・高い単価で購入することを電気事業者が義務付けた制度でございます。

このFIT制度におきまして、ごみ発電のうち、プラスチック類を除く自然由来の廃棄物を燃やすことで

得られる電気につきましては、バイオマスエネルギーということで再生可能エネルギーとして位置付けられ、FIT制度の適用期間が工場竣工後20年間と定められているところでございます。

そうしたことから、平成13年竣工の舞洲工場につきましては、令和3年6月末をもって竣工後20年間というFIT制度の適用期間が満了し、売電価格が大幅に減額となることで、令和3年度の収入が令和2年度の予算に比べて約5億円の減収となるものでございます。

本組合といたしましても、安定的な財源の確保のためには、ごみ発電全体の価値を高めることが重要と考えており、全国の市町村等の自治体で構成されております協議会を通じまして、これまでも経済産業省に対して、ごみ発電はCO<sub>2</sub>を排出しない環境価値のあるクリーンな電気として、その価値を向上させるよう強く要望を行ってきたところでございます。

一方、国においては、いわゆるエネルギー供給構造高度化法において、事業者は、自ら調達する電気について、石油・石炭等を燃料として得られた電気ではない、非化石による電源の比率を2030年度までに44%以上とすることが定められました。

その目的達成の手段として非化石価値を取引する市場が2018年に設立され、その後、2020年度になって、FIT制度の適用を受けていないごみ発電につきましても、その環境価値を非化石証書として売却できるようになりました。

本組合といたしましても、この制度を活用し、従来のごみ発電の売却とともに非化石証書の取引に向けた手続きを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も他の自治体とも連携いたしまして、ごみ発電の価値をより一層高めるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 5番、大橋一隆君。

○5番（大橋一隆君） 環境施設組合の特定財源である発電収入の確保というのは、大変重要な問題でありますので、収入の確保に向けて、是非、取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問に行きたいと思っております。

焼却工場の建替えに関してですが、住之江工場、

現在更新事業を引き続き行っていただいておりますが、間髪入れずに、次には、鶴見工場建替事業が進められるとお聞きしております。

この鶴見工場の建替えに向けての全体のスケジュールについて、教えていただけますでしょうか。

○議長（加藤仁子君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えをいたします。

鶴見工場建替整備のスケジュールでございますが、令和2年度から3年度にかけて、鶴見工場の建替えに向けた生活環境影響調査を実施するとともに、廃棄物処理施設建設等委員会を開催し、鶴見工場の施設整備に関する基本計画の策定などの整備計画調査を進めております。

生活環境影響調査の調査結果等については、令和3年11月頃に取りまとめた後、広く住民の皆様へ周知・御説明するために、令和3年の年末頃に住民説明会を開催してまいります。

また、広く事業者へ事業の方針等に関する意見を聞き、事業者の創意工夫を最大限発揮できるような条件整備を行うために、令和3年度後半に、事業者選定に関する手順やスケジュールを記載した実施方針や、事業者に対して要求する業務範囲や水準を記載した要求水準書（案）を、策定・周知していく予定としております。

令和4年度当初には、事業者選定の契約手続きとして、入札公告を行い、審査、落札事業者の選定を実施し、令和4年度内の契約を予定しております。

その後、令和5年度から現地工事に着手し、令和10年度末竣工を目指しております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 5番、大橋一隆君。

○5番（大橋一隆君） ありがとうございます。

現在、稼働している鶴見工場は2代目の工場で、次は3代目の工場に代わるということですが、そうした操業が出来るのは地域の御理解があつてこそだと思います。

また、国が目指している再生可能エネルギーということもありますので、周辺地域に喜ばれるような工場にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

これで、私の質疑を終わります。

○議長（加藤仁子君） 次に、多賀谷俊史君の質疑を許します。

○議長（加藤仁子君） 10番、多賀谷俊史君。  
（10番多賀谷俊史君発言席へ）

○10番（多賀谷俊史君） 大阪市会の自民党の多賀谷俊史でございます。

私の方からも、若干、質問させていただきます。

環境施設組合も、早いもので平成26年11月の設立から6年が経過したところでございます。

当初は、大阪市と八尾市と松原市の3市でごみの処理処分について、一部事務組合を設立するということから始まって、現在は守口市も加わって名称も大阪広域環境施設組合となりました。

4市の構成市となって、そして、今年度に入ってから、門真市についても検討を始めたという聞いております。

3市から4市になり、また一つの検討を始めたということで、どんどん広域化の流れができてきて、ますます環境施設組合の役割と責任も大きくなってきていると思います。

そこで、振り返りの意味も込めてですけれども、設立の経緯や目的について、再度確認と、一部事務組合として設立した目的は、また、そのメリットはなにであったか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤仁子君） 理事者の答弁を許します。

池田総務部総務課長。

（池田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えをいたします。

一部事務組合でございますが、地方自治法第284条の規定により、普通地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設けることができるとされております、特別地方公共団体でございます。

本組合は、組合規約にも記載されておりますとおり、大阪市、八尾市、松原市、及び守口市をもって組織された「ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分地に関する事務並びにこれらに付帯する一切の事務」の共同処理を行う一部事務組合でございます。

本組合を一部事務組合として設立することによりまして、廃棄物の処理・処分事業を独立させ、経営状況を明確に把握することにより、事業環境に応じ

た柔軟かつ効果的・効率的な運営を行うことが可能となります。

また、複数の構成市を一つの組織とすることによりまして、より明確なガバナンスの下、各構成市がごみ処理責任と負担を公平に負う、長期的・安定的な処理体制を構築することもメリットとしております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 10番、多賀谷俊史君。

○10番（多賀谷俊史君） ただいまの御答弁にもありましたが、廃棄物の処理・処分事業を独立させ、経営状況を明確に把握できるということです。

つまり、各家庭や事業所から排出される廃棄物を収集・運搬し、処理・処分されるまでの一連の廃棄物処理工程の中で、焼却工場で処理し、埋め立て処分地で処分する、その部分を切り取り、独立し明確化させた、ということですが、本議会で上程されている議案第3号、来年度の予算案を見ますと、確かに廃棄物の処理・処分に係る歳出と歳入を明確に見て取ることができるようになっております。

歳入の中では、各構成市からの分担金が高い割合を占めております。

これは、各構成市から排出される廃棄物の量を基に、負担割合が決まっています。

ごみ減量が進めば負担も軽減される仕組みになっており、それゆえ、ごみの減量施策については構成市それぞれで、個別に実施されているということです。

しかしながら、構成市に任せきりということではなく、環境施設組合としても、ごみ減量の目標値等が記載された各構成市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえて処理施設を整備し、ごみの搬入を受け入れていることから考えても、構成市と連携していくことが、仕組み上、大変重要で必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤仁子君） 池田総務課長。

（池田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、構成市のごみ減量施策の進捗状況が本組合における一般廃棄物の適正処理に密接に関連するものと認識しております。

令和3年度からの新たな経営計画にも、構成市が

進めるごみ減量施策との連携につきまして、新たに取組項目に掲げたところでございます。

取組内容といたしましては、ごみ減量施策の進捗状況について、定期的に構成市と認識を共有する場を設けまして、本組合からも各工場の稼働状況などについて情報提供を行い、各構成市のごみ減量の目標達成を促していくこととしております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 10番、多賀谷俊史君。

○10番（多賀谷俊史君） 各構成市が行う、ごみ減量施策との連携についても、新たな経営計画の項目に掲げられたとのことです。

最初の答弁にもあったように、そもそも、一部事務組合の設立目的には、複数の構成市を一つの組織とすることで、より明確なガバナンスを働かせるということが挙げられております。

冒頭にも触れましたけれども、今後、広域化を更に進めていく議論もされていくわけですから、環境施設組合が多く構成市を束ねていく役割がますます重要になってくると思います。

今後ともその役割をしっかりと果たしていただくことを要望させていただきます。

今回の質疑では、環境施設組合の設立趣旨を振り返りましたけれども、その責務である廃棄物処理は、市民生活に欠かせない重要な要素の一つです。

365日、1日も停滞することなく、衛生的で快適な生活環境を保持する重大な使命を担っているわけです。

その責務を担う重要なインフラである焼却工場を維持していくためには、将来にわたって計画的・効率的な投資計画を策定することが不可欠となります。

環境施設組合において検討・策定され、適宜変更を加えていくこととなると思いますけれども、大阪市を含めた各構成市においても、その重要性を十分認識し、活発な議論をしていただきたい。

そのためにも、環境施設組合が積極的に情報発信していくといった役割も非常に重要であると思います。

今後ともしっかりと役割を果たしていただくように、重ねて要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（加藤仁子君） 次に、中田光一郎君の質疑を許

します。

○議長（加藤仁子君） 13番、中田光一郎君。

（13番中田光一郎君発言席へ）

○13番（中田光一郎君） 大阪市会の公明党の中田と申します。

よろしくお願いいたします。

私からは、最初に経営計画について、確認をさせていただきたいと思っております。

環境施設組合では、平成28年1月に策定した経営計画が今年度末で終了することを受けて、新たな経営計画を策定されたと伺っております。

この経営計画は、環境施設組合の事業の基本的な運営方針と、組合の様々な経営課題の解決に向けた具体的な取組を定めたものと思っております。

まず、今年度で終了する経営計画の取り組みの成果と、今回策定された新たな経営計画の内容について、確認をいたします。

合わせて、新たな経営計画が令和3年度の予算案に対して、どのように反映されているのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長（加藤仁子君） 理事者の答弁を許します。

小寺総務部経理課長。

（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えをいたします。

現計画につきましては、安全で安定的なごみ処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施するため、「安全で安定的な処理体制の構築」、「柔軟かつ効果的・効率的な事業運営」、「構成市との連携と市民理解の促進」の3つの基本方針のもと、8つの取組項目を定め、取組を進めてまいりました。

その結果、取組につきましては、概ね計画どおり実施することができました。

また、次期計画につきましては、現計画の3つの基本方針を継承いたしますとともに、取組につきましても、5つの取組項目と8つの目標を定め、現計画から継続して実施する取組に加え、風水害対策や感染症対策など、新たに環境施設組合が直面しております課題に対する取組を実施することとしております。

この度上程いたしました令和3年度予算では、この経営計画における「工場の安定稼働の推進」の取組項目のうち、「工場の中長期整備計画等に基づく

整備工事の実施」を進めるために、焼却工場・破砕施設の運営・維持管理や定期整備工事に要する経費として64億2,290万7,000円を計上しております。

また、「ごみ焼却工場の建て替え整備計画の着実な推進及び運転体制の確立」の取り組みを進めるために、住之江工場更新事業及び鶴見工場建替事業に要する経費として64億1,546万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 13番、中田光一郎君。

○13番（中田光一郎君） ありがとうございます。

令和3年度の予算では、工場の安定稼働並びに工場の建て替えの経費等々の費用が計上されているということでもあります。

それらの経費を賄うための歳入の確保を考えて行かなければならないのは当然であります。

この、令和3年度の予算では、舞洲工場における発電の固定価格買取制度の終了に伴い、約5億4,000万円の発電収入の減少が見込まれるようではありますが、経営計画の中には、「今後については、歳出の増加傾向は継続するものの、売電単価の低下やごみ量の減少による発電収入の減少が見込まれることから、更なる歳出の削減、歳入の確保に努める必要があります。」と記述がありました。

ごみの減量は世界的な潮流でもあり、進めていかなければならないことと考えますが、一方で燃料としてのごみ量が減少すると、それに伴う発電量も減少して、発電収入も減少するというジレンマを抱えているように思います。

今後、どのように歳入を確保して、更なる歳出の削減に努めていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（加藤仁子君） 小寺経理課長。

（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えをいたします。

焼却工場では令和元年度より自動計量システムの導入等による業務の効率化や、令和2年度からは各工場で使用するガスの調達を入札により行う等、経費の削減に努めてまいりましたが、引き続きこうした取り組みを進め、経費の削減に努めてまいります。

また、発電収入の確保につきましては、固定価格買取制度の適用を受けていないごみ発電について、

非化石証書の売却に向けた手続きを進めるとともに、故障や不具合による工場の停止が、発電収入の減少につながることをないように、老朽化の進んでいる工場設備につきましても適切かつ計画的な整備により安定稼働を行うことで、発電収入の確保に努めてまいります。

また、住之江工場更新並びに鶴見工場の建替えに当たりましては、高効率の発電設備を備えるとともに、工場の省電力化を行い、発電収入の更なる確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 13番、中田光一郎君。

○13番（中田光一郎君） 先ほどの質疑の中でも話がありました。環境施設組合の運営費の大きな財源である発電収入の確保は、大変重要なものであります。今後もしっかりと、発電収入の確保に努めていただきたいものと思います。

ところで、新しい経営計画の中には、感染症対策に関する記述もありました。

「感染症への対応実績の整理・分析および情報共有」として「新型コロナウイルス感染症対策として引き続き必要な対応を行います。」と記載がありました。

本日、机上に配布いただいている令和2年度の監査結果報告にも指摘がありますが、感染症対策について、風水害対策と同様に重要な項目であると思います。

特に、コロナ禍にあつて、環境施設組合が担うごみ処理事業は市民の生活環境の保全及び公衆衛生上のためにも不可欠なものであります。

そこでお伺いいたします。

廃棄物の衛生的な処理を継続するために、環境施設組合の焼却工場ではどのような取り組みを進められているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（加藤仁子君） 吉岡施設管理課長。

（吉岡施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えをいたします。

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、廃棄物処理は国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持のために不可欠な業務と位置付けられ、緊急事態宣言時においても事

業を継続的に行うことを要請されております。

ごみの焼却処分は、市民の皆様の安全安心に必要な社会基盤として、大変重要であると認識しており、職員が一丸となって、その使命を果たすべく業務に当たっているところでございます。

焼却工場の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患することで、その運営の継続が危ぶまれることがないように、職員一人一人が「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指の衛生」等の徹底により基本的な感染対策を行うことで職場でのクラスターの発生を防止することが重要であると考えております。

また、市民対応場所や共用スペースにおいては、定期的な消毒作業の実施、アクリル板等の仕切りを設置しております。

仮に運転要員が患したとしても、すぐに班編成を変更して業務継続が行えるように準備もいたしております。

いずれにいたしましても、職員一人一人が、本事業の重要性を認識し、高い使命感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 13番、中田光一郎君。

○13番（中田光一郎君） ありがとうございます。

最後にまとめですが、廃棄物処理事業は、コロナ禍にあっても、市民の皆様にとってなくてはならない重要な事業でございます。

焼却工場には一般の方もごみを持ち込まれます。

感染症対策は、工場の方だけの問題ではなく、来場される方々の安全にも関わるものでございます。

職員の皆様も、コロナ禍において社会を支えていただく、エッセンシャルワーカーとして、日々、使命感を持ち、御苦労されていることだと思います。

どうか引き続き、感染症の予防と安全の確保に十分留意していただき、廃棄物処理を担っていただきたいと思っております。

私からの質疑は以上とさせていただきます。

○議長（加藤仁子君） 次に、井上浩君の質疑を許します。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

まず、本議会に上程されております、議案第1号の大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例についてお聞きいたします。

職員数が491名から486名と5名減となっておりますが、その内訳について御答弁をお願いいたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の答弁を許します。

池田総務課長。

（池田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えをいたします。

令和3年度の職員定数につきましては、令和2年度末の定年退職等によりまして24人の減少となる一方、再任用等で19人増加いたしますので、これらを差し引きした結果、令和2年度と比較いたしまして5人の減となっております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 振り返ってみますと、平成30年度が15名の減、平成31年度が28名の減、この年の減がとりわけ大きかったです。

令和2年度が3名の減、そして御答弁にございましたが、令和3年度が5名の減ということで、4年間で、実に51名の減ということでございます。

常日頃、現場の状況をお聞きしておりますが、ぎりぎりの体制でやっていると、私はお聞きをしております。

そういう、ぎりぎりの状態が続いていて、災害時や緊急時、不測の事態にしっかり対応できるのかということを、いつも問題提起をさせていただいております。

この間で言えば、工場の中でも、新型コロナウイルスに感染をされた職員の方も出ているわけでありまして、そうした時の、体制の維持、人員の確保も念頭において、職員体制の構築をしていかなければならないのではないかと思います。

新規採用につきましても、凍結をしたままということでありますので、やはり新鮮な活力も取り入れて、組織の活性化と技術の継承をしっかり図るべきだと思っております。

新規採用という点では、おそらく皆さんも、本音としては、新しい若い活力に満ちた職員を採用した

いという思いを持っているのではないかと考えております。

令和3年度からの経営計画を拝見いたしました。第5章、経営計画というところがございしますが、基本方針が大きく3つの柱でございします。

一番最初の柱として、基本方針1、安全で安定的な処理体制の構築ということで、一番目に掲げられております。

ここを読みますと、「ごみ焼却工場の運営に必要な不可欠な専門的な知識、技術力の維持・継承はもちろん、新たな技術の活用についても、積極的に検討を行うことで、より安全性の高い運営を目指します。」ということで、非常に高い専門性を要する事業だと私は認識しておりますし、今、読み上げましたように、専門的な知識、技術力の維持・継承はもちろんということで、当然のことながらという表現になっているわけでありました。

しかしながら、職員定数条例を見ますと、数字は先ほど申し上げたとおりですけれども、どんどん減らしていつている。

これは現場のマンパワーを削いでしまっているということになっているのではないかと思いますので、この基本方針の一番目の柱に照らしても、いかななものかと、こういう方向性というのは、やはり軌道修正を図るべきではないかと申し上げておきます。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 次に、議案第3号の令和3年度一般会計予算に関連して、住之江工場更新・運営事業についてお尋ねいたします。

工事の進捗に伴うものとお聞きをしておりますが、歳出が、令和2年度予算に比べて30億円近い増額となっております。

また、更新・運営事業はDBO方式で進められておりますが、現在の工事進捗状況と今後の見込み、そして、DBO方式とはそもそも、どのようなものなのか御説明をお願いいたします。

○議長（加藤仁子君） 藤井建設企画課長。

（藤井施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えをいたします。

住之江工場更新工事につきましては、現在、建物の仕上げ補修、各所の耐震補強工事並びに煙突の外部

の仕上げ補修などを実施しております。

また、本年度末で建物内部のプラント設備の解体工事がほぼ完了し、4月から本格的にプラント設備の燃焼ガス冷却設備や排ガス処理設備の現地据付工事が始まることから、令和3年度の事業費としまして63億5,970万9,000円、令和2年度と比べまして、約27億円の増額となっております。

DBO方式でございしますが、Design・Build・Operateの略であり、組合が定める要求水準書に基づき民間事業者が設計・施工を行い、完成した施設を運営する一括発注方式でございします。

運営管理につきましては、設計・施工を行った民間事業者と運転監理や点検補修などを包括的に長期契約で実施することによるコスト削減が見込まれ、現在、ごみ焼却工場を建設する場合の方式として多くの自治体で採用されております。

以上でございします。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） DBO方式につきましては、これまでも繰り返し申し上げておりますが、公共の役割と責任の後退という点で、大変問題であると認識をしております。

市民生活に直接影響する事業については、公共が責任をもって行うべきであると考えられるものであります。

住之江工場更新・運営事業をDBO方式で実施した場合と、従来の公設公営で実施した場合の財政負担見込額について比較を行っていただいております。

前提として、建設費、維持管理費、運営費などの支出から、交付金や売電収入を差し引いた、事業実施期間全体にわたる実質の財政負担額について、換算されたものであります。

この比較の結果、DBO方式で事業を実施した場合には、従来の公設公営で実施した場合より、5.11%の財政負担見込額を縮減できると、こういう結果を公表されております。

報告の結論として、主な削減効果については人件費によるものと考えていると締めくくられているわけでありました。

人件費の削減のためにDBO方式を取り入れるということでは、私は本末転倒ではないかと考えるものであります。

先ほどの人員の見直し、削減に関連する議案第1号及び住之江工場更新事業の予算に関連して、議案第3号には同意しかねる旨申し上げて、質疑を終わります。

○議長（加藤仁子君） これをもって、質疑を終結します。

○議長（加藤仁子君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号及び3号について、一括して起立により採決いたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

議案第1号及び3号について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤仁子君） 多数であります。

○議長（加藤仁子君） よって、議案第1号及び3号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（加藤仁子君） 次に、議案第2号について、採決いたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

議案第2号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

○議長（加藤仁子君） 次に、日程第5、議案第4号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました、公平委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪広域環境施設組合の公平委員会委員として、鎌倉利光氏を選任いたしたいと思います。

鎌倉氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤仁子君） これより採決に入ります。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

議案第4号について、これに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、これに同意することに決しました。

○議長（加藤仁子君） 次に、日程第6、議案第5号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました、懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪広域環境施設組合の、懲戒審査委員会委員として、学識経験者から林和宏氏、水島郁子氏、及び村角明彦氏の3氏をそれぞれ選任いたしたいと思います。

3氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤仁子君） これより採決に入ります。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

議案第5号について、これに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（加藤仁子君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（加藤仁子君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時35分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

加 藤 仁 子 ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

吉 見 みさこ ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

有 本 純 子 ⑩

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和3年2月9日）（終）